

当社の「保有個人データ」開示請求にあたって

1. 請求の対象となる「保有個人データ」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第5項に規定されるものをいい、当社が、開示等の権限を有する個人データです。

なお、同法律により、次に該当するものは請求の対象から除きますのでご了承ください。

(1) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの。

- ① 個人情報の本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 6ヶ月以内に消去することとなるもの

2. 請求者および代理人の確認にあたって

この請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、本人の氏名と住所・生年月日が記載された本人確認書類（別紙参照）の中から1種類を選び、本籍地を伏字したコピーを同封してください。

3. 請求手数料について

当社は個人情報保護法第30条に基づき、開示の請求にあたり下記のとおり手数料を定めております。開示請求書の提出時にお支払いください。郵送で提出の場合は金額分の切手を同封してください。

開示請求手数料 1件につき 500円

なお、その他実費を要した場合は、別途、請求させていただきます。

4. 次に該当する場合は、この請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 当社が報道および著述を目的として請求者の個人情報を利用したとき
- (2) 請求に係る個人情報の本人および第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (3) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 他の法令に違反することとなる場合
- (5) 本人確認ができない場合
- (6) 当社の定めた請求手続きに従わない場合
- (7) 手数料をお支払いいただけない場合

本人確認書類一覧

- ①旅券(パスポート)
- ②在留カード
- ③特別永住者証明書
- ④外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者又は永住者のものに限りません。)
- ⑤免許等
 - ・運転免許証・船員手帳・海技免状・小型船舶操縦免許証・猟銃・空気銃所持許可証・戦傷病者手帳・宅地建物取引主任者証・電気工事士免状・認定電気工事従事者認定証・特殊電気工事資格者認定証・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書・運航管理者技能検定合格証明書・動力車操縦者運転免許証・教習資格認定証・警備業法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書・警備員等の検定等に関する規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第 8 条に規定する合格証
- ⑥写真付き住民基本台帳カード
- ⑦市町村と特別区で作成される住民票、戸籍謄本
- ⑧官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で写真付のもの
- ⑨健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証
- ⑩共済組合員証
- ⑪国民年金手帳
- ⑫年金手帳
- ⑬国民年金、厚生年金保険または船員保険に係る年金証書
- ⑭共済年金または恩給等の証書
- ⑮学生証、会社の身分証明書または公の機関が発行した資格証明書で写真付のもの(療育手帳、身体障がい者手帳等)

※現在入居中のご契約者の方の場合は、①～⑮の写しのいずれか一つを、既に退去なさっている

方の場合は、①～⑦の写しのいずれか一つを、ご本人確認のための書類としてご提出頂く必要が
ございます。